

広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月10日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第3号

広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(運転免許課の分掌事務) 第20条の2 略 (1)～(8) 略 (9) 前各号に掲げるもののほか、 <u>運転免許に関する事務</u> 及び運転者の改善対策に関すること。	(運転免許課の分掌事務) 第20条の2 略 (1)～(8) 略 (9) 前各号に掲げるもののほか、運転者の改善対策に関すること。

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(安全運転管理者等の届出) 第10条の2 略 2 略 (1) 戸籍抄本、住民票の写し、 <u>運転免許証の表側及び裏側の写し又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード(以下「免許情報記録個人番号カード」という。)</u> の表側の写し (2)・(3) 略 3・4 略 (運転免許証記載事項変更届出書等の経由先) 第14条 略 2 略 (1) 施行規則 <u>第21条第2項</u> に規定する運転	(安全運転管理者等の届出) 第10条の2 略 2 略 (1) 戸籍抄本、住民票の写し <u>又は</u> 運転免許証の表側及び裏側の写し (2)・(3) 略 3・4 略 (運転免許証記載事項変更届出書等の経由先) 第14条 略 2 略 (1) 施行規則 <u>第21条第1項</u> に規定する運転

免許証再交付申請書

(2) 施行規則第21条の2第1項に規定する
特定免許情報記録申請書

(3) 施行規則第21条の5に規定する運転免
許証返納届

(4) 施行規則第21条の8に規定する免許情
報記録抹消届

(5) 施行規則第21条の9第1項に規定する
運転免許証交付申請書

(6) 施行規則第29条第1項に規定する運転
免許証等更新申請書

(7) 施行規則第29条の2第1項に規定する
特例更新申請書

(8) 第6号の運転免許証等更新申請書及び
前号の特例更新申請書に係る質問票

3 次に掲げる者（法第103条第1項の規定により免許の効力を停止されている者を除く。）が前項第6号及び第7号に掲げる申請書並びに同項第8号に掲げる質問票を公安委員会に提出しようとするときは、第1条及び前項の規定にかかわらず、運転免許課長又は各署長（広島中央警察署長、広島東警察署長、広島西警察署長、広島南警察署長、安佐南警察署長、安佐北警察署長、佐伯警察署長、廿日市警察署長、福山東警察署長及び福山西警察署長を除く。）を經由してこれを提出することができる。この場合において、尾道警察署長を經由するときは、尾道警察署の分庁舎においてこれを提出しなければならない。

(1) 法第95条の6第1項の表の備考一のロ
に規定する優良運転者

(2) 略

4 法第101条の2の2第1項の規定により同項に規定する經由地公安委員会である公安委員会を經由して行う場合の施行規則第29条第1項に規定する運転免許証等更新申請書及び施行規則第29条の2の2第1項に規定する經由申請書の提出は、前2項の規定にかかわらず、運転免許課長を經由して行うものとする。

5 第1項の規定は、施行規則第30条の7第1
項に規定する運転免許取消申請書について準用する。

（申請書等に申請用写真を添付する必要がない場合）

第14条の2 施行規則第29条第3項（施行規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する申請書に申請用写真を添付する必要がない場合は、次の表に掲げる場所において、申請書を公安委員会に提出する場合とする。

免許証再交付申請書

(2) 施行規則第29条第1項に規定する運転
免許証更新申請書

(3) 施行規則第29条の2第2項に規定する
特例更新申請書

(4) 第2号の運転免許証更新申請書及び前
号の特例更新申請書に係る質問票

3 次に掲げる者（法第103条第1項の規定により免許の効力を停止されている者を除く。）が前項第2号及び第3号に掲げる申請書並びに同項第4号に掲げる質問票を公安委員会に提出しようとするときは、第1条及び前項の規定にかかわらず、運転免許課長又は各署長（広島中央警察署長、広島東警察署長、広島西警察署長、広島南警察署長、安佐南警察署長、安佐北警察署長、佐伯警察署長、廿日市警察署長、福山東警察署長及び福山西警察署長を除く。）を經由してこれを提出することができる。この場合において、尾道警察署長を經由するときは、尾道警察署の分庁舎においてこれを提出しなければならない。

(1) 法第92条の2第1項の表の備考一の2
に規定する優良運転者

(2) 略

4 法第101条の2の2第1項の規定により同項に規定する經由地公安委員会である公安委員会を經由して行う場合の施行規則第29条第1項に規定する運転免許証更新申請書及び施行規則第29条の2の2第1項に規定する經由申請書の提出は、前2項の規定にかかわらず、運転免許課長を經由して行うものとする。

5 第1項の規定は、施行規則第30条の9第1
項に規定する運転免許取消申請書について準用する。

（申請書等に申請用写真を添付する必要がない場合）

第14条の2 施行規則第29条第3項（施行規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。）及び施行規則第30条の9第3項に規定する申請書に申請用写真を添付する必要がない場合は、次の表に掲げる場所において、申請書を公安委員会に提出する場合とする。ただし、当該提出をしようとする者が、運転免許証（以下「免許証」という。）を亡失し、若しくは滅失した等の理由により免許証の再交付を必要とする場合又は運転免許の効力を

名称	位置
略	

2 施行規則第21条第2項、第21条の2第1項、第21条の9第1項及び第30条の7第1項に規定する申請書には、施行規則第21条第6項、第21条の2第3項、第21条の9第3項及び第30条の7第4項の規定により、申請用写真を添付することを要しないものとする。

(免許条件の解除等)

第16条 法第91条の規定により免許の条件を付された者がその解除又は変更を受けようとするときは、運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合は、免許証及び免許情報記録個人番号カードの両方）を提示して、申請書（様式は、施行規則第18条の6第2項の運転免許条件申請書の様式を準用するものとする。）を運転免許課長又は住所地を管轄する署長を経由して公安委員会に提出し、審査を受けるものとする。

2 前項の場合において、当該者が眼鏡等を使用することとされた者で、住所地が広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、安佐北警察署、佐伯警察署、廿日市警察署、福山東警察署、福山西警察署又は尾道警察署の管轄区域（因島・瀬戸田地域を除く。）内であるときは、申請書を運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとし、住所地が尾道警察署の管轄区域（因島・瀬戸田地域に限る。）内で、尾道警察署長を経由するときは、尾道警察署の分庁舎において申請書を提出しなければならない。

3 第1項の場合において、当該者が運転することができる自動車等の種類を限定された者であるときは、第1条及び第1項の規定にかかわらず、免許証又は免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合は、免許証及び免許情報記録個人番号カードの両方）を提示して、施行規則第18条の5の限定解除審査申請書を第15条の区分に従い、当該試験場において運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

4 法第91条の2の規定による免許の条件の付与又は変更を受けようとする者は、第1条の規定にかかわらず、免許証又は免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合は、免許証及び免許情報記録個人番号カードの両方）を提示して、施行規則第18条の6第2項の運

停止されている場合は、この限りでない。

名称	位置
略	

(免許条件の解除等)

第16条 法第91条の規定により免許の条件を付された者がその解除又は変更を受けようとするときは、申請書（様式は、施行規則第18条の6第2項の運転免許条件申請書の様式を準用するものとする。）に免許証を添えて、運転免許課長又は住所地を管轄する署長を経由して公安委員会に提出し、審査を受けるものとする。

2 前項の場合において、当該者が眼鏡等を使用することとされた者で、住所地が広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、安佐北警察署、佐伯警察署、廿日市警察署、福山東警察署、福山西警察署又は尾道警察署の管轄区域（因島・瀬戸田地域を除く。）内であるときは、申請書等を運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとし、住所地が尾道警察署の管轄区域（因島・瀬戸田地域に限る。）内で、尾道警察署長を経由するときは、尾道警察署の分庁舎において申請書等を提出しなければならない。

3 第1項の場合において、当該者が運転することができる自動車等の種類を限定された者であるときは、第1条及び第1項の規定にかかわらず、施行規則第18条の5の限定解除審査申請書に免許証を添えて、第15条の区分に従い、当該試験場において運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

4 法第91条の2の規定による免許の条件の付与又は変更を受けようとする者は、第1条の規定にかかわらず、施行規則第18条の6第2項の運転免許条件申請書に免許証を添えて、運転免許課長又は各署長を経由して公安委員会に提出するものとする。この場合において、免許の条件の変更を受けようとする者が運転

転免許条件申請書を運転免許課長又は各署長を経由して公安委員会に提出するものとする。この場合において、免許の条件の変更を受けようとする者が運転することができる自動車等の種類を限定された者であるときは、第15条の区分に従い、当該試験場において運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

5 略

(緊急自動車の運転資格の審査)

第16条の2 略

2 略

3 前2項の審査を受けようとする者は、免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示して、別記様式第16号による申請書を運転免許センター又は東部運転免許センターにおいて運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(認知機能検査)

第19条の3 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を受けようとする者は、受検日に、当該検査の行われる場所において、別記様式第17号の4による申出書を法第108条第1項の規定により公安委員会が当該検査の実施を委託する者及び運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の検査を終了した者に対し、別記様式第17号の5又は別記様式第17号の5の2及び別記様式第17号の5の3の認知機能検査結果通知書を交付するものとする。

(運転技能検査)

第19条の6 法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受けようとする者は、受検日に、当該検査の行われる場所において、別記様式第17号の10による申出書を法第108条第1項の規定により公安委員会が当該検査の実施を委託する者及び運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 略

(運転経歴証明書交付申請書等)

第21条の2 施行規則第30条の8第1項に規定する運転経歴証明書交付等申請書(以下「交付等申請書」という。)及び施行規則第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)の様式は、別記様式第19号の2のとおりとする。ただし、現に法第105条の2第1項に規定する

することができる自動車等の種類を限定された者であるときは、第15条の区分に従い、当該試験場において運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

5 略

(緊急自動車の運転資格の審査)

第16条の2 略

2 略

3 前2項の審査を受けようとする者は、別記様式第16号による申請書に免許証を添えて、運転免許センター又は東部運転免許センターにおいて運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(認知機能検査)

第19条の3 法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、法第101条の4第2項又は法第101条の7第1項の規定による認知機能検査を受けようとする者は、受検日に、当該検査の行われる場所において、別記様式第17号の4による申出書を法第108条第1項の規定により公安委員会が当該検査の実施を委託する者及び運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の検査を終了した者に対し、別記様式第17号の5若しくは別記様式第17号の5の2及び別記様式第17号の5の3又は別記様式第17号の5の4の認知機能検査結果通知書を交付するものとする。

(運転技能検査)

第19条の6 法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は法第101条の4第3項の規定による運転技能検査を受けようとする者は、受検日に、当該検査の行われる場所において、別記様式第17号の10による申出書を法第108条第1項の規定により公安委員会が当該検査の実施を委託する者及び運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 略

(運転経歴証明書交付申請書等)

第21条の2 施行規則第30条の10第1項の交付申請書及び施行規則第30条の13第1項の再交付申請書の様式は、別記様式第19号の2のとおりとする。

運転経歴証明書（以下「運転経歴証明書」という。）の交付又は法第105条の2第3項に規定する運転経歴情報（以下「運転経歴情報」という。）の記録を受けている者が、他方を申請する場合の交付等申請書の様式は、別記様式第19号の3のとおりとする。

2 略

3 施行規則第30条の8第2項に規定する交付等申請書に申請用写真を添付する必要がない場合は、次のとおりとする。

(1) 第14条の2第1項の表に掲げる場所において、交付等申請書を公安委員会に提出する場合

(2) 運転経歴情報が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を亡失し、又は滅失した等の理由により、再度運転経歴情報の記録を受けようとする場合

(3) 第1項ただし書に規定する場合

4 再交付申請書には、施行規則第30条の11第2項の規定により、申請用写真を添付することを要しないものとする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出等)
第21条の3 施行規則第30条の10第2項の規定による届出書及び施行規則第30条の15第2項の規定による届出書の様式は、別記様式第19号の3の2のとおりとする。

2 略

(運転経歴証明書返納届等)

第21条の3の2 施行規則第30条の12第2項に規定する運転経歴証明書返納届（以下「返納届」という。）及び施行規則第30条の16第2項に規定する運転経歴情報抹消届（以下「抹消届」という。）の様式は、別記様式19の3のとおりとする。

2 前項の返納届及び抹消届は、第1条の規定にかかわらず、運転免許課長又は各署長を経由して公安委員会に提出することができる。

(更新時講習)

第21条の13 法第108条の2第1項第11号に規定する講習を対面で受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の9による更新時講習受講申出書を運転免許課長又は各署長（広島中央警察署長、広島東警察署長、広島西警察署長、広島南警察署長、安佐南警察署長、安佐北警察署長、佐伯警察署長、廿日市警察署長、福山東警察署長及び福山西警察署長を除く。）を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 略

3 施行規則第30条の10第2項に規定する申請書に申請用写真を添付する必要がない場合は、第14条の2の表に掲げる場所において、申請書を公安委員会に提出する場合とする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)
第21条の3 施行規則第30条の12第2項の規定による届出書の様式は、別記様式第19号の3のとおりとする。

2 略

(更新時講習)

第21条の13 法第108条の2第1項第11号に規定する講習を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の9による更新時講習受講申出書を運転免許課長又は各署長（広島中央警察署長、広島東警察署長、広島西警察署長、広島南警察署長、安佐南警察署長、安佐北警察署長、佐伯警察署長、廿日市警察署長、福山東警察署長及び福山西警察署長を除く。）を経由して公安委員会に提出しなければならない。

ない。この場合において、尾道警察署長を経由するときは、尾道警察署の分庁舎においてこれを提出しなければならない。

2 令第43条第1項の表に規定するオンライン講習を受講しようとする者は、法第101条第1項に規定する更新期間内に講習用動画を視聴しなければならない。

(運転免許証等更新申請書等の提出時の経由先の特例)

第24条 略

- (1) 施行規則第29条第1項に規定する運転免許証等更新申請書
- (2) 施行規則第29条の2第1項に規定する特例更新申請書
- (3) 第1号の運転免許証等更新申請書及び前号の特例更新申請書に係る質問票

の場合において、尾道警察署長を経由するときは、尾道警察署の分庁舎においてこれを提出しなければならない。

(運転免許証更新申請書等の提出時の経由先の特例)

第24条 略

- (1) 施行規則第29条第1項に規定する運転免許証更新申請書
- (2) 施行規則第29条の2第2項に規定する特例更新申請書
- (3) 第1号の運転免許証更新申請書及び前号の特例更新申請書に係る質問票

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 (第10条の2関係)

(表)

※整理番号																			
安全運転管理者等に関する届出書 (警察署経由)																			
広島県公安委員会様																			
年 月 日																			
安全運転管理者 } 副安全運転管理者 } を選任・解任 } 届出事項を変更 } したので										届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 住所 〒 -									
お届けします。										(電話)									
① 選任年月日	年 月 日			⑧ 使用の本拠の地	(ふりがな)														
② 安全運転管理者(副安全運転管理者)氏名	(ふりがな)				名称														
③ 資格要件	生年月日(年齢) 大昭年 月 日(歳) 平	運転の管理経験			安全運転管理者の氏名	業種別													
		管安全運 転者転	1 2年以上			2 公安委員会の 教習修了者で 1年以上	3 公安委員会の 認定	1 官公署 4 林業 7 建設業 10 不動産業 13 電気ガス業 16 その他	2 公社・公団等 5 漁業 8 製造業 11 金融保険業 14 通信業	3 農業 6 鉱業 9 卸・小売業 12 運輸業 15 サービス業									
④ 職務上の地				⑨ ⑩ 使用の本拠の地における自動車台数・運転者数(管理する)	乗用		貨物			大型特殊	小型特殊	自動二輪	計						
⑤ 運転免許の有無	あり・なし				大型	中型	準中型	普通	軽	大型	中型	準中型		普通	軽	大型特殊	小型特殊	大型	普通
⑥ 安全運転管理者(副安全運転管理者)の勤務の態様	勤務	日勤・隔日・その他			免許種別	大型	中型	準中型	普通	大特	小型特殊	自二	計						
副安全運転管理者の有無	あり(名)・なし		専従	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	計							
補助者の有無	あり(名)・なし		予備									0							
⑦ 安全運転管理者(副安全運転管理者)の略歴				⑪ 前安全運転管理者	解任年月日	年 月 日													
勤務期間	勤務所名	職務上の地位	業務の内容		氏名														
・ ・ ・ ~	・ ・				解任事由	1 台数減少	2 死亡	3 退職	4 転任	5 解任命令	6 その他								
				⑫ 資格要件の確認(新規・選任替えの場合のみ)															
				⑦欄に記載のとおり相違ないことを証明します。															
				使用者の職・氏名															
備考																			

(裏)

記載要領

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 記入項目は、省略せず必要事項を記入してください。
- 3 選択記入を求めている欄は、該当するもの1つのみを○で囲んでください。
- 4 選択記入を求めている欄で2以上の該当項目がある場合は、記入順序の先にあるもの1つのみを○で囲んでください。
- 5 業種別欄の業種区分は、次の表を参考にしてください。
- 6 副安全運転管理者の場合の自動車台数は、本人が管理する数とし、2人以上の場合は、その合計が安全運転管理者の管理する自動車の台数となるように記入してください。
- 7 自動二輪車台数については、道路交通法施行規則第9条の8第3項の規定によって1台を0.5台として計算するようになっていますが、本届出書では、実台数を記入してください。
- 8 安全運転管理者（副安全運転管理者）を解任後、直ちに他の者を安全運転管理者（副安全運転管理者）に選任したときは、前安全運転管理者（前副安全運転管理者）欄に記入することによって、解任届を兼ねることができます。

業種別	備考
1 官 公 署	
2 公社公団等	公庫、官公立学校を含む。
3 農 業	果樹、樹園、園芸、畜産、養蚕を含む。
4 林 業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出、狩猟業を含む。
5 漁 業	水産養殖を含む。
6 鉱 業	砂、砂利、玉石採取業を含む。
7 建 設 業	管工事業、さく井工事業、設備工事を含む。
8 製 造 業	
9 卸・小売業	百貨店を含む。
10 不 動 産 業	不動産賃貸業を含む。
11 金融保険業	銀行、信託業、証券業を含む。
12 運 輸 業	民営鉄道、水道業、沿海運輸、航空運輸、倉庫業を含む。
13 電気ガス業	
14 通 信 業	報道業を含む。
15 サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治、労働、社会福祉団体、清掃業 ニュース供給業を含む。
16 そ の 他	

様式第12号を次のように改める。

様式第12号(第10条の3関係)

受付	年	月	日	教習修了	年	月	日
番号第	号						
教 習 申 出 書							
年 月 日							
広島県公安委員会 様				住所			
				申出者	氏名	年 月 日生	
<p>道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号の規定による教習を受けたいので、申し上げます。</p>							
自動車 の使用 の本拠	所在地	TEL					
	名称						
	代表者の氏名						
職務上の地位				職務の内容			
自動車の運転管理経歴							
自動車の運転経歴							
運 転	免許の種類	免許年月日	免 許 証 等				
			番 号	公 安 委 員 会			
免 許		・	・				
		・	・				
		・	・				
		・	・				

様式第15号及び様式第16号を次のように改める。

様式第15号(第12条の2関係)

(1枚目)

運転免許受験指定申請書
(運転免許受験者登録票)

記載事項変更
月 日
警察署
広島・東部 運転免許センター
金・青・緑

広島県公安委員会 様

年 月 日

資料区分	新規併記		J 1 J 2		受付番号		□ □ □ □ □ □ □ □											
	□ □ 年 □ □ 月 □ □ 日		受付時間 (8:30・13:00)		試験場			警察署										
受験年月日	□ □ 年 □ □ 月 □ □ 日		受検場所		広島 東部 三次			001 002 003										
連絡先	電話 () ー (携帯・自宅・勤務先)																	
フリガナ	(旧氏名)																	
氏名																		
生年月日	昭和	平成	□ □ 年 □ □ 月 □ □ 日		性別		男	女										
	3	4					1	2										
本籍・国籍等																		
住所																		
受けようとする免許の種類 (数字を○で囲む。)	大型	中型	準中型	普通	大	自	二	けん引	大型二種	中型二種	普通二種	大特二種	けん引二種					
	仮免	本免	仮免	本免	仮免	本免	特	大自二	普自二	普自二定	けん引	大型二種	中型二種	普通二種	大特二種	けん引二種		
	01	11	08	18	09	19	02	12	13	21	22	23	17	31	38	32	33	34
現に受けている免許	免許証番号又は免許情報記録の番号	第 号																
	交付・記録等年月日	年 月 日						有効年	年									
免許の条件	公安委員会																	
免許の種類(○で囲む。)	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二種	中型二種	普通二種	大特二種	けん引二種			
免許更新手続中	第一種免許		二・小・原		昭和・平成		年		月		日							
	第二種免許		その他		昭和・平成		年		月		日							
	更新手続中		月		日まで有効													

(2枚目) 略

様式第16号(第16条の2 関係)

緊急自動車運転資格審査申請書																			
														年 月 日					
広島県公安委員会 様																			
氏名・生年月日															年 月 日				
住所																			
審査に係る緊急自動車の種類					大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪														
					MT車					AT車									
現に受けている免許	交付公安委員会					公安委員会													
	交付年月日					年 月 日			有効期限		年 月 日								
	免許証等番号					第					号								
	第一種免許	二・小・原				年 月 日													
		その他				年 月 日													
	第二種免許					年 月 日													
	免許の種類					大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 ^{けん} 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																			
緊急自動車の使用者					所在地														
					職名														
					氏名														

- 備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「MT車」はAT以外の自動車をいう。
- 3 免許証等番号とは、免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第17号の4から様式第17号の5の3までを次のように改める。

認知機能検査受検申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を受けたいので、受検手数料を添えて申し出ます。

住 所											
連 絡 先	(自 宅 ・ 携 帯 ・ 勤 務 先)										
ふ り が な 氏 名											
生 年 月 日	年 月 日 (歳)										
現に受けている免許	有効年月日	年 月 日 まで有効									
	免許証番号 又は 免許情報記録の番号	第									
免許を受けていない者は 本籍又は国籍等											
※実施場所											

注 ※印欄には、記載しないこと。

(表)

にんち きのう けんさ けっか つうちしょ 認知機能検査結果通知書	
じゅう しょ 住 所	
し めい 氏 名	
せいねん がっぴ 生 年 月 日	
けんさねんがっぴ 検査年月日	そうごうてん 総合点 <input type="text"/> てん 点
けんさ ばしょ 検査場所	(A てん 点) (B てん 点)
きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしょう 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。	
きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん しんろ 記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路 へんこう あいず おく けいこう 変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。	
こんご うんてん じゅうぶんちゅうい いし かぞく そうだん 今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されるこ すす とをお勧めします。	
りんじてきせいけんさ せんもんい しんだん う また いし しんだんしょ ていしゆつ また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出 し こうあんいんかい していただくお知らせが公安委員会からあります。	
しんだん けっか にんちしょう はんめい うんてんめんきょ とりけ この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、 ていし ぎょうせいしょふん たいしょう 停止という行政処分の対象となります。	
うんてんめんきょしょうとう こうしんてつづき さい しょめん かなら じさん 運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。	
年 月 日	
広島県公安委員会 <input type="text"/> 印	

様式第17号の5の2（第19条の3関係）

（表）

にんち きのう けんさ けっか つうちしょ
認知機能検査結果通知書

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

せいねん がっぴ
生 年 月 日

けんさねんがっぴ
検査年月日

けんさ ばしょ
検査場所

にんちしょう きじゅん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けっか きおくりよく はんだんりよく ていか いみ
今回の結果は、記憶力・判断力の低下がないことを意味するものではありません。

こじんさ かれい にんちきのう しんたいきのう へんか
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、
じぶんじしん じょうたい つね じかく おう うんてん たいせつ
自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、
しんろへんこう あいず おく けいこう こんご うんてん
進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について
じゅうぶんちゅうい
十分注意してください。

うんでんめんきょしょうとう こうしんてつづき さい しょめん かなら じさん
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

広島県公安委員会

印

（裏）

にんちきのうけんさ はんてい けいさんとう
認知機能検査の判定や計算等について

そうごうてん はんてい
総合点による判定

てんみまん 36点未満	きおくりよく はんだんりよくひく 記憶力・判断力が低くなっており、	にんちしょう 認知症のおそれがある。
----------------	--------------------------------------	-----------------------

はんてい きじゆん てんすう てん にんちきのうけんさ けっか にんちしょうせんもんい しんだん
判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断
けっか かんけい どうけい てき ぶんせき さだ
結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんちきのうけんさ きおくりよく はんだんりよく じょうきょうかんい けんさ かくにん
認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認する
にんちしょう しんだん おこな
もので、認知症の診断を行うものではありません。

そうごうてん てんみまん ただ にんちしょう しめ
したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示す
ものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないこと
てんいじょう かなら にんちしょう
を示すものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療
しめ きおくりよく はんだんりよく ぶあん かた ちか いりょう
機関等で相談されることをお勧めします。

にんちしょう めんきょしょうとう こうしん ただ
認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ち
めんきょ と け めんきょ と け けいさつ れんちく いし しん
に免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診
だん う
断を受けることになります。

にんちしょう しんだん ばあい めんきょ と け また ていし こんかい けんさ
認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の
けっか ごしつもん かた にんちきのうけんさ おこな す とどうふ
結果について、御質問の方は、認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府
けんけいさつ うんてんめんきょたんとうか と あ
県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

そうごうてん けいさん
総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいどう おお そうごうてん たか
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん
総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

きおく しゆりい なまえ ただ かいどう
Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについて
てんすう ただ かいどう てんすう
の点数です。正しく回答すると点数がつかます。

おん がつ ひ ようび じこく ただ かいどう
Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかど
うかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

様式第17号の5の4を削る。

様式第17号の10を次のように改める。

運転技能検査受検申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定にする運転技能検査を受けたいので、受検手数料を添えて申し出ます。

住	所																
連	絡	先	（自宅・携帯・勤務先）														
ふ	り	が	な														
氏	名																
生	年	月	日	年 月 日（歳）													
現 に 受 け て い る 免 許	種	別	大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽 ^{けん}	大	中	普	大	牽 ^{けん}
	型	型	中	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二	二	
	有	効	年	月	日	年 月 日まで有効											
免	許	証	番	号	又	は	第										
免許を受けていない者は 本籍又は国籍																	
※実施場所																	

注 ※印欄には、記載しないこと。

様式第19号の2及び様式第19号の3を次のように改める。

様式第19号の2（第21条の2関係）

運転経歴証明書交付等申請書

（運転経歴証明書再交付申請書）

【現に受けている免許等】

申請用
写真

申請日	年 月 日
申請先	広島県公安委員会

【経歴申請】申請者記入欄

氏名	
届出者 (代理の場合)	
記載事項変更	
受領・記録確認	

様式第19号の3（第21条の2、第21条の3の2関係）

保有状況変更申請書

（運転経歴証明書交付等申請書／運転経歴証明書返納届／運転経歴情報抹消届）

【運転経歴情報】

申請日	年 月 日
申請先	広島県公安委員会

申請内容	

様式第19号の3の次に次の1様式を加える。

様式第19号の3の2（第21条の3関係）

運転経歴証明書記載事項変更届

（運転経歴情報変更届）

【運転経歴情報】

申請日	年 月 日
申請先	広島県公安委員会

【記載事項等変更内容】

届出者	
変更内容	
証明物	
代理人の場合のみ 名義人との氏名及び関係	

様式第19号の4及び様式第19号の5を次のように改める。

様式第19号の4（第21条の4関係）

取消処分者講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を受けたいので、講習手数料を添えて申し出ます。

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日 (歳)
住 所		
連 絡 先	(自宅・携帯・勤務先)	

停止処分者講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する講習を受けたいので、講習手数料を添えて申し出ます。

住 所	TEL		
ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (歳)
講習種別	短期講習	(手数料欄)	
	中期講習	(手数料欄)	
	長期講習	(手数料欄)	

注1 講習種別欄は、該当する講習種別を○で囲むこと。

2 講習種別欄の各講習は、道路交通施行規則第38条第3項第5号に規定する免許の保留等の期間が40日未満にあっては短期講習、40日以上90日未満にあっては中期講習、90日以上にあっては長期講習とする。

様式第19号の7を次のように改める。

原付講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第6号に規定する講習を受けたいので、講習手数料を添えて申し出ます。

住 所	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
連 絡 先	() — (自宅・携帯・勤務先)

様式第19号の9から様式第19号の12までを次のように改める。

更新時講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する講習を受けたいので、講習手数料を添えて申し出ます。

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (歳)
住 所			
連 絡 先	()	—	(自宅・携帯・勤務先)
受 講 す る 講 習 の 種 別	優良運転者講習	(手数料欄)	
	一般運転者講習	(手数料欄)	
	違反運転者講習	(手数料欄)	
	初回更新者講習	(手数料欄)	

注 受講する講習の種別欄は、該当する講習種別を○で囲むこと。

高齢者講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習を受けたいので、講習手数料を添えて申し出ます。

住	所																
連	絡	先	(自宅・携帯・勤務先)														
ふ	り	が	な														
氏	名																
生	年	月	日	年 月 日 (歳)													
現に受けている免許	種	別	大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽 ^{けん}	大	中	普	大	牽 ^{けん}
			型	型	中型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二
	有	効	年	月	日	年 月 日まで有効											
	免	許	証	番	号	又	は	免	許	情	報	記	録	の	番	号	
				第													
免許を受けていない者は本籍又は国籍																	
講習区分			2 時 間 ・ 1 時 間														
※講習場所																	

- 注 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 現に受けている免許の種別欄は、該当する種別を○で囲むこと。
 3 講習区分欄は、該当する区分を○で囲むこと。

違反者講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を受けたいので、講習手数料を添えて申し出ます。

住 所	(TEL)
ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)

講習内容（選択コース欄A～Cを○で囲む。）					
共 通 科 目 学 (3 時 間)	選択コース（3時間）				
	当日体験コース			事前体験コース	
	A	実車指導	B	社会参加 活 動	C
事前体験コースC該当者のみ記入					
事前体験活動年月日	年 月 日				

様式第19号の12（第21条の16関係）

若年運転者講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受けたいので、講習手数料及び通知手数料を添えて申し出ます。

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日 (歳)
住所		
連絡先	(自宅 ・ 携帯 ・ 勤務先)	
講習に係る 特例免許の種別		

様式第19号の21を次のように改める。

特定任意講習受講申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

運転免許に係る講習等に関する規則第2条に定める基準に適合する道路交通法第108条の2第2項の規定による講習を受けたいので、講習手数料を添えて申し出ます。

住 所	
ふ り が な 氏 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
連 絡 先	() ー (自宅・携帯・勤務先)

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規則は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、第2条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。